

商工会議所会員の皆様へ

【全国商工会議所の業務災害補償プラン】

あんしんプロテクトW

一般傷害保険

労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)

今なら、最大約
55%割引
(一般傷害保険部分)

貴社の企業防衛のお役に立てる、時代にピッタリの労災対策をご提案します。

時代の変化は労災を取り巻く状況にも大きな変化をもたらしています。

なんと

うつ病による自殺や過労死等の
新しい労災リスクが増加しています!

そして

それらメンタルヘルスに起因する労災は
高額な賠償責任が続出しています!

つまり

生産力低下や風評被害のリスクもあわせて
経営悪化の可能性も!

労災リスクに対する「企業防衛」は経営者の重要な責任です。

保険期間：平成22年10月1日午後4時～平成23年10月1日午後4時

募集期間：平成22年6月1日～平成22年8月31日

ご加入方法：ご加入にあたっては「加入依頼書」および「口座振替依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印の上、団体宛にご提出してください。

中途加入は毎月受付中

お申し込み月の翌々月1日の午前0時の補償開始でご加入いただけます。



	募集期間	加入手続き締切日	加入期間	保険料振替日	保険料払込方法
新規加入	平成22年6月1日(火)～平成22年8月31日(火)	平成22年8月31日(火)	平成22年10月1日(金)午後4時～平成23年10月1日(土)午後4時まで	平成22年11月29日(月) ^{(*)2}	団体からの口座振替
中途加入	平成22年9月1日(水)以降	毎月末日 ^{(*)1}	加入手続き月の翌々月の1日午前0時から平成23年10月1日(土)午後4時まで	加入始期月の翌月27日 ^{(*)2}	団体からの口座振替

(*)1 土・日・祝日の場合はその直前の営業日 (**)2 金融機関の休業日である場合はその翌営業日。通帳には「MBSカイギンジョ」「MBS」等と記帳されます。

●この保険契約は、日本商工会議所を契約者とする商工会議所会員向け一般傷害保険・労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は日本商工会議所が有します。「あんしんプロテクトW」は、本制度のペットネームです。

●ご加入の対象となる方は、商工会議所会員で政府労災保険に加入している事業者に限りますので、ご確認のうえお申し込みください。団体の構成員でなくなった場合には、取扱代理店までご連絡ください。

日本商工会議所

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

Tokio Marine & Nichido Fire Insurance Co., Ltd.

ご存知ですか？

労働災害に関するあれこれ

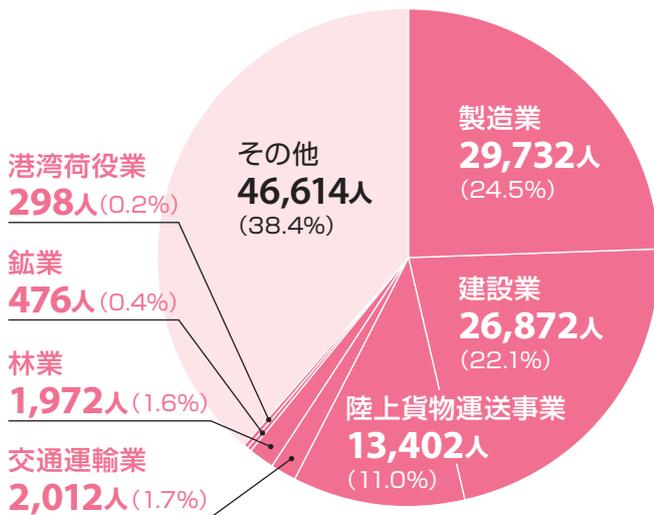
「労働災害」のリスクヘッジ

1

労働災害は他人事？そんなことはありません。

1時間に約14人、年間約12万人という現実。

[労働災害 産業別死傷者数]



平成18年 厚生労働省「労働者死傷病報告」

あんしんプロテクトWなら

業務上の事故による**死亡・後遺**

障害・入院・手術・通院は

もちろん、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害

もカバー。**新しい企業責任**^(*)

に対応しています。

(*)安全配慮義務違反等による企業の法律上の賠償責任

2

増えるメンタル災害や過労災害！

労働災害は「ケガ」だけではありません。



うつ病等
精神障害による
自殺



過労死

あんしんプロテクトWなら

「ケガ」や「過労自殺・過労死」が原因で労災認定され法律上の

企業責任が生じた場合、**民事**

上の賠償金(慰謝料等)や

訴訟費用(弁護士費用等)も

カバーします。^(*)

(*)使用者賠償責任保険において適用

参考

労災訴訟で**1億9千万円の賠償命令**

過労により発症した疾病に対する
使用者の賠償責任を問う訴訟 (大阪地判 平成20-4-28)

が企業経営の“安心”につながります。

3

国の労災保険があるから大丈夫？

政府労災保険だけでは補償が足りないことも。

政府労災保険で給付

被災者本人への

治療費

(死亡の場合は
ご家族への遺族給付)

被災者のご家族への

賠償金

事故発生

被災者本人への

見舞金

被災者・ご家族への

慰謝料

あんしんプロテクトWなら

死亡保険金や入院等の治療費等

の定額補償と、死亡事故等

により賠償責任を負った場合の

賠償補償のダブルの補償

を実現しました。

4

今ご加入の保険では補償の幅が足りないことも。

補償の見直しをして企業防衛を万全にすることが大切です。

あんしんプロテクトWは企業防衛のために
企業向けの賠償補償と
従業員向けの定額補償を実現しました。

使用者賠償補償

企業の法律上
の損害賠償責任
を補償(*3)

スピーディな定額補償

労災認定不要
の定額補償

この2つの組み合わせが
企業防衛を万全にします。

(*3)政府労災保険等の給付決定等の認定が必要となります。

あんしんプロテクトWなら

事業主・役員(*4)、従業員、パート・

アルバイト、建設業下請の方

はもちろん、派遣受入労働

者の方も補償対象(*5)に

できるようになりました。

(*4)一般傷害保険で補償されます。使用者賠償責任保険にお
いて役員はその業務実態によって、政府労災給付対象の
被用者かどうか異なります。

(*5)使用者賠償責任保険

従業員向けの

定額補償

団体割引等適用のため、保険料が最大約55%割引!! <一般傷害保険部分に適用されます。>

のダブル補償で守ります。

- 売上高と業種に基づいて保険料を算出します!
- 人数報告は不要で簡単。パート・アルバイトの方も自動的に補償対象になります!
- 保険料は全額損金処理の上、満期時の保険料精算は不要です!
- 建設業の場合、下請業者も補償します!
- 建設業の場合、「経営事項審査制度」の加点ポイントになります!

1) ≙ 0.45 → 最大約55%割引

➔ 保険料の目安 (会員の皆様の業種および売上高により保険料(掛金)を算出します。)

売上高と保険料はほぼ比例関係にあります(売上高が1億円の場合、保険料は約2倍になります。)ので、目安としてお使いください。

補償内容	タイプ名		Aプラン		Bプラン		Cプラン		フリープラン	
	従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員	従業員	役員
使用者賠償責任保険/支払限度額(免責なし) 1名・1災害につき			1,000万円		1,000万円		1,000万円		お客様のご希望に応じてご設定が可能です。	
事業主費用保険金			100万円	—	200万円	—	300万円	—		
死亡・後遺障害保険金額			1,000万円		2,000万円		3,000万円			
入院保険日額(1日あたり)			6,000円		8,000円		10,000円			
通院保険日額(1日あたり)			3,000円		4,000円		5,000円			

業種区分 <業種区分コード>	月払保険料(掛金) [売上高:5千万円の場合]			フリープラン
	Aプラン	Bプラン	Cプラン	
建設事業/既設建築物設備工事業 <35/38>	3,850円	6,170円	8,520円	お客様のご希望に応じてご設定が可能です。
その他の建設事業 <37>	4,920円	7,360円	9,910円	
金属製品製造業又は金属加工業 <54>	5,640円	8,750円	11,960円	
機械器具製造業 <56>	4,250円	6,820円	9,360円	
自動車又は軽車両による貨物の運送事業 <7203>	6,220円	9,690円	13,280円	
小売業 <9801B>	2,940円	4,750円	6,610円	
飲食店 <9802>	6,530円	10,550円	14,680円	

※手術保険金のお支払額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍、または40倍となります。
 ※上記の事業に該当しない会員の方は、裏面の問い合わせ先にご照会ください。役員を保険の対象とする場合は、別途掛金(保険料)が必要となります。(役員の数等をご申告ください。上記保険料は役員2名で計算しています。)(一般傷害保険部分)
 ※建設業の場合は、下請負人およびその役員・従業員の方も保険の対象とすることができます。(一般傷害保険部分)ただし、この保険にご加入の貴会員からの請負作業に従事しておよびその通勤途中中に限ります。詳細についてはお問い合わせ先までご照会ください。
 ※上記掛金のほかに制度維持費100円が加算されます。

さらなる安心のために

あんしんプロテクトWにご加入いただいた皆様には、
企業経営をサポートするために、様々なサービスをご提供します。



就業規則診断

加入者である中小企業経営者の方に簡単なアンケートをお答えいただくことにより、「現在の就業規則が現行法に適したものか」を診断し報告書をご提出いたします。また、専門知識が必要な場合は、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

助成金診断

加入者である中小企業経営者の方に簡単なアンケートをお答えいただくことにより、厚生労働省関係の公的助成金に関する受給可能性を診断します。また、専門家同行支援サービスによる相談・アドバイスも可能です。

法律・税務・人事労務インターネット相談

法律・税務・人事労務に関する相談や質問をEメールで24時間・年中無休で受け付け、提携先の税理士・弁護士・社会保険労務士等の専門家がEメールでお応えします。

これらのサービスは東京海上日動火災保険株式会社の「WINクラブ」のサービスとなります。「WINクラブ」は日本国内に所在する企業経営者向けの各種情報サービスをご提供する会員制のクラブです。

WINクラブホームページ
<http://www.tmn-win.com/>

商品特徴

- 1 一般の加入より**最大約55%割安**に加入できます!
※団体割引30%・過去の損害率による割引30%・役員一括割引(*)10%~5%
- 2 企業の法律上の賠償責任を**最高1億円**まで補償します!
- 3 労災保険の**給付決定を待たず**に保険金をお支払いします!
(一般傷害保険部分。使用者賠償責任保険部分は政府労災保険等の給付決定等の認定が必要となります。)
- 4 業務中の地震・噴火・津波等の**天災によるケガ**も補償します!(オプション)
(一般傷害保険部分が対象です。)
- 5 入院保険金・通院保険金を**1日目から**お支払いします!

(*)換算被保険者数5名以上19名以下の場合5%、換算被保険者数20名以上の場合10% [1-30%(団体割引)]×[1-30%(過去の損害率による割引)]×[1-10%(役員一括割引)]

補償内容 (保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金・保険金をお支払いしない主な場合等、詳細につきましては当パンフレット「あんしんプロテクトW[一般傷害保険・労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)]の補償の内容」を必ずご参照ください。)

企業向け 事業者の民事上の**賠償金への備え**

従業員の方の業務中・通勤中の労災事故により、使用者である**企業等が法律上の賠償責任を負担された場合**に

損害賠償金 **弁護士費用** 等の損害に対して保険金をお支払いします。
※賠償責任保険金のお支払いは、政府労災保険で給付が決定された労働災害について、使用者が法律上の損害賠償責任を負う場合に限ります。

万一の訴訟の場合は、**法律上の賠償責任を最高1億円(1名・1事故)まで補償いたします!**



企業向け 従業員の死亡・後遺障害への**臨時費用への備え**

死亡保険金・後遺障害保険金をお支払いするケースで、**企業等が臨時に費用を負担された場合**

事業主費用保険金 をお支払いします。



従業員向け **万一の備え**

従業員の方が業務中の事故によりケガをされ、180日以内に**死亡された場合**に

死亡保険金 をお支払いします。



従業員向け **後遺障害の備え**

従業員の方が業務中の事故によりケガをされ、180日以内に**後遺障害が発生された場合**に

後遺障害保険金 をお支払いします。



従業員向け **入院・手術の備え**

従業員の方が業務中の事故によりケガをされ、180日以内に**入院・手術された場合**に

入院保険金
手術保険金 をお支払いします。



従業員向け **通院の備え**

従業員の方が業務中の事故によりケガをされ、180日以内に**通院された場合**に

通院保険金 をお支払いします。



使用者賠償責任保険について

●保険金の種類

法律上の損害賠償金、賠償責任に関する訴訟費用・弁護士費用等の争訟費用(示談を含む)、求償権の保全・行使の費用、保険会社の要求に伴う協力費用(協力費用を除き、いずれも支出前に保険会社が同意したものに限り。)

●使用者賠償責任保険(死亡のみ担保)

(1名・1災害あたり1,000万円を支払限度額とし、各プランに基本セット)補償対象者(被用者)が労災事故により死亡し、政府労災の遺族給付が支払われ、法律上の賠償責任を負担することで被る損害を補償します。

オプション

さらに補償額(支払限度額)を拡大し、死亡以外の労災事故の身体障害が生じたことによる法律上の賠償責任も補償することができます。

●3,000万円プラン ●5,000万円プラン ●1億円プラン

※具体的な支払限度額・保険料・免責金額(自己負担額)等は、別途、ご加入者ごとのお見積書で詳細をご案内申し上げますので、そちらでご確認をお願いいたします。
※使用者賠償責任保険金のお支払いは、政府労災保険で給付が決定された労働災害について、使用者が法律上の損害賠償責任を負う場合に限り。

〈使用者賠償責任保険における被用者の範囲〉

政府労災保険の給付対象となるすべての従業員(アルバイト、臨時雇い、パートタイマー、派遣受入労働者を含む)です。建設関係事業の場合は下請負人(事業主については政府労災保険に特別加入している場合のみ)およびその従業員についてもこの保険の対象となります。

●損害賠償保険金支払方法

【災害補償規定等のある場合】

法定外補償保険の付保の有無および支払限度額いかんにかかわらず、政府労災保険および災害補償規定等の上乗せ保険となります。

【災害補償規定等のない場合】

政府労災保険およびこの保険の傷害補償部分、他に労働災害総合保険(法定外補償保険)を別途締結されている場合は、それにより支払われる金額の上乗せ保険となります。

※災害補償規定等:従業員に対して一定の労働災害補償を行う旨を定めた企業内規をいい、形式や名称を問いません。ある場合は写をご提出願います。

自動車の運行に起因して発生した損害については、自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額は、お支払い対象とはなりません。

この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、貴社ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。なお、引受保険会社の承認を得ないで損害賠償請求の全部または一部を承認した場合には、賠償金(示談金)の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますので、ご注意ください。

■あんしんプロジェクトW(一般傷害保険・労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)補償の内容

【「就業中のみ危険保持特約」「細菌性食中毒等賠償特約」をセットした場合】被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品にご加入されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合																			
従業員・従業員の方への補償(傷害補償)	死亡保険金	被保険者(保険の対象となる方)が業務中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。(※)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を控除した保険金をお支払いします。	①ご契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ②けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ③無免許運転、酒酔い運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ④脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ⑤妊娠、出産、流産によるケガ⑥外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ⑦地震、噴火またはこれらによる津波によるケガ(※1)⑧戦争、内乱、暴動等によるケガ(※2)⑨核燃料物質の有害な特性等によるケガ⑩ビル等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、輪滑以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ⑪自動車等の乗用による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間ケガ⑫むちうち症、腰痛等で医学的他所見のないもの等																		
	後遺障害保険金	被保険者(保険の対象となる方)が業務中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。(※)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合計して死亡・後遺障害保険金が限度となります。	(※1)天然災害賠償特約(この特約をセットしたご契約は⑦についてはお支払いの対象となります。)																		
	入院保険金	被保険者(保険の対象となる方)が業務中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限り、入院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いしません。	(※2)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガの一部を除きます。なお、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。																		
	手術保険金	被保険者(保険の対象となる方)が業務中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため病院または診療所において所定の手術を受けた場合	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。																			
	通院保険金	被保険者(保険の対象となる方)が業務中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り、90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおかつ時以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。(※)入院保険金と重複してはお支払いしません。また通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いしません。																			
企業用補償	事業主用保険金	傷害補償の被保険者が業務中(通勤途上を含みます。)に被った急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、死亡保険金または後遺障害保険金をお支払いする場合において、企業等が臨時に費用を負担された場合	企業等が負担された費用(右記ご参照)のうち社会通念上妥当と認められる費用の実額をお支払いします。ただし、ケガの原因となった事故の日からその日を含めて180日以内に負担された費用に限り、(※)保険期間(ご契約期間)を通じ合計して事業主費用保険金額が限度となります。また他の保険契約または共済契約より保険金が支払われる場合には保険金が差し引かれることがあります。(※)10万円を超える費用(後遺障害の場合は、程度に応じて費用の全額または3万円もしくは5万円を超える費用)に対しては、お支払いを証明する書類の提出が必要となります。(※)企業等が負担された費用のうち、ケガをされた本人またはその遺族に支払う費用は100万円を限度とします。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>企業等が負担された費用</th> <th>事業主費用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>葬儀に関する費用</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>お見舞いに関する費用</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>遠隔地で事故が発生した場合の救護者費用</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>事故現場の清掃費用等の復旧費用</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>代替のための求人・採用等に関する費用</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>代替者に支払う給与(ただし、賃金台帳等の客観的な書類で費用の支出および金額が確認できる場合に限ります)</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>その他、死亡・後遺障害保険金お支払い事由に直接起因して負担した費用</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>その他、入院または通院したことに直接起因して負担した費用</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	企業等が負担された費用	事業主費用	葬儀に関する費用	○	お見舞いに関する費用	×	遠隔地で事故が発生した場合の救護者費用	○	事故現場の清掃費用等の復旧費用	○	代替のための求人・採用等に関する費用	○	代替者に支払う給与(ただし、賃金台帳等の客観的な書類で費用の支出および金額が確認できる場合に限ります)	×	その他、死亡・後遺障害保険金お支払い事由に直接起因して負担した費用	○	その他、入院または通院したことに直接起因して負担した費用	×
	企業等が負担された費用	事業主費用																				
葬儀に関する費用	○																					
お見舞いに関する費用	×																					
遠隔地で事故が発生した場合の救護者費用	○																					
事故現場の清掃費用等の復旧費用	○																					
代替のための求人・採用等に関する費用	○																					
代替者に支払う給与(ただし、賃金台帳等の客観的な書類で費用の支出および金額が確認できる場合に限ります)	×																					
その他、死亡・後遺障害保険金お支払い事由に直接起因して負担した費用	○																					
その他、入院または通院したことに直接起因して負担した費用	×																					
使用者賠償責任保険金	使用者賠償責任保険の被保険者(補償を受けることができる方・ご加入の役員)の従業員等(被用者)が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害を負い、被保険者が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害に対しては保険金をお支払いします。ただし、法律上の損害賠償責任は、政府労災の給付が決定された場合に限りです。	以下について保険金をお支払いします。(1)法律上の損害賠償金:被害者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払い責任を負う損害賠償金(2)争訟費用:損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟(訴訟に限らず、調停・示談等も含みます。)(3)求償権保全等費用:事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために引受保険会社の同意を得て支出した費用(4)協力費用:保険会社が被保険者について損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力をするために支出した費用(保険金のお支払い方法)	(1)保険契約者、被保険者(貴社)または事業場の責任者の故意(2)被保険者(貴社)の従業員またはその被用者が被った身体の障害(建設労働事業の場合は、下請負人(事業主)については政府労災保険に特別加入している場合のみ)およびその従業員についてもこの保険の対象となります。(3)内乱もしくは職業性疾患による身体の障害(4)戦争、内乱もしくはこれらに類似の事象または暴動および地震、噴火、これらによる津波(5)石綿(アスベスト)または石綿の代替物質(それらを含む製品を含む。)の発がん性その他の有害な特性(6)核燃料物質もしくはこれらによる汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性(7)被保険者(貴社)と被用者、または被用者の間の特別の約定に基づく損害賠償(8)被保険者(貴社)が個人の都合に、被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害(9)労災保険法等により給付を行った被保険者が、費用の徴収を行うことにより、被保険者(貴社)が負担する金額等																			

(一般傷害保険部分)上記ケガには、有毒ガス、毒物物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、急性性、偶然性、外来性を欠くケース(職業病、テニス肩等)については、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。
 (※)役員の方については「就業中のみ危険保持特約」をセットしない24時間補償(業務中・業務外を問わず補償)とすることも可能です。ただし、24時間補償とした場合は細菌性食中毒やウイルス性食中毒についてはお支払いの対象となりません。

1.ご加入の際のご注意

- 告知義務(ご加入時に代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)
 - 加入依頼書等に★が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やご加入に事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。(代理店には告知受領権があります。)
- この保険では、告知事項は、以下の事項となります。
 - (1)被保険者(保険の対象となる方)の属する企業等の業種区分(使用者賠償責任保険では通知義務となります。)
 - (2)他の保険契約等(※4)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)
 - (3)ご契約の保険料算出基礎
 - (※4)保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時、他の保険契約等の内容について確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 死亡保険金受取人の指定について
 - 死亡保険金受取人を特定の方指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)同意のないままにご加入をされた場合、ご加入が無効となります。
 - 企業等がご加入者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とすること加入については、被保険者のご家族等に対し、保険への加入についてご説明ください。また、ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

2.口座引落し不能の場合

口座残高不足等の理由により、引落しできなかった場合、翌月に2か月分をお引落しいたします。2か月連続で引落しできなかった場合には、最初の引落し不能日付で自動解除となりますのでご注意ください。ただし、ご加入後、最初の引落しから2か月連続で引落しできなかった場合は、最初からご加入がなかったものとさせていただきます。(ご加入取消)

3.保険料の払込滞り期間等の取扱

第2回目以降の分割保険料は、払込期日までにお支払いください。払込期日(口座振替の場合、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。)までに分割保険料の入金がない場合には、その払込期日後に起きた事故による損害等に対しては保険金をお支払いできません。ご契約を解除させていただきます。ご加入がなかったものとさせていただきます。

代理店は東京海上日動火災保険(株)との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動火災保険(株)と直接契約したものとします。このパンフレットは一般傷害保険・労働災害総合保険(使用者賠償責任保険)の概要をご紹介したものです。詳細はご契約者およびご加入の代表者の方向にお渡してあります保険約款によります。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款には必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットにはご契約上の大切なことから記載してありますので、ご一読の上、加入者団体ともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点がある場合は、「代理店までお問い合わせください。なお、ご加入者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。

商工会議所名

お問い合わせ先
 取扱代理店/引受保険会社

4.不構算特約について

保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度等の確定した売上高に基づいて保険料を算出した上で、保険期間中の売上高による精算は、原則として行いません。なお、ご申告いただいた売上高が把握可能な最近の会計年度等の売上高に不足している場合は、その不足する割合に基づき保険料を削減することになりますのでご注意ください。ご加入に際しては、保険料算出基礎数字を確認できる公表資料・客観的資料をあわせてご提出ください。該当資料がない場合は、団体窓口または取扱代理店もしくは引受保険会社にご相談ください。

5.ご加入後のご注意

- ご加入内容の確認・留意:補償開始日の翌月下旬までにご加入の覺えとして加入者証を送付いたします。加入者証は加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向および加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入内容がわかるものを保管いただけますようお願いいたします。ご不明な点があれば、ご加入の加入者または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。
- 通知義務(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に代理店または東京海上日動火災保険(株)に連絡していただく義務)
 - (使用者賠償責任保険の通知義務)★が付された事項に内容の変更が生じた場合は、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
 - ご加入後、ご加入内容変更や謝退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。
 - 構員を外れた場合の対応:手続き
 - 保険期間中、本契約のご加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、ご加入の代理店または東京海上日動火災保険(株)までお問い合わせください。加入内容変更をいただいた日から1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、急なため、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

6.適用保険料の更正について

ご加入者数が【全国商工会議所の休業補償プラン】と合算して10,000人以上の場合の金額です。ご加入者数が9,999人以下となった場合、また損害率に変更があった場合には、保険料を修正させていただきます。

7.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金・返戻金等の支払いが一時的に凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合(※)には、この保険は「損害賠償責任者賠償債権」の補償対象となり、保険金・返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払準備から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

(※)使用者賠償責任保険部分は、ご契約者が個人、「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が継続して開業している。))またはフロンティア管理組合である場合(以下、「個人等」といいます。)に適用されます。ご契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を事実的に負担すべきこととされているものうち、その被保険者がご加入の範囲内である限り、上記補償の対象となります。

- 責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)*について、先取特権を有します。(保険法第22条第1項。)*先取特権とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます。(保険法第22条第2項。)*このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③の場合に限りますので、ご了承ください。
 - ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償を行い弁済を行っている場合
 - ②被害者が被保険者の保険金支払いを承諾していることを確認できる場合
 - ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

- もし事故が起きたときには(一般傷害保険部分について)
 - ①事故の発生:事故が発生した場合は、30日以内にご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。
 - ②保険金請求権:保険金(賠償)が3年ありますのでご注意ください。
 - ③ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。(従業員賠償責任保険部分について)

- (従業員賠償責任保険部分について)
 - 被保険者が業務上の事由(通勤を含む)により身体障害(災害)を被ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、災害の状況、被災した従業員の住所・氏名、身体障害の程度、損害賠償請求の内容その他の重要な事項について、書面にて取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を算出してお支払いすることがありますのでご注意ください。また、保険金請求権については3年(3年)がありますのでご注意ください。

- (使用者賠償責任保険部分について)他の保険契約等がある場合
 - 使用者賠償責任保険と重複する保険契約や共済保険がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等と保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入に基づき保険金をお支払いします。
 - 他の保険契約等と保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等と支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。